

皇室の伝統に基づく安定的な皇位継承及び皇族数確保のための法整備の早期実現を求める意見書（案）

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会において各党・各会派による協議が重ねられ、制度化に向けた調整が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としない」こと、および「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」ことの二案が示され、現在、衆参両院において制度化に向けた具体的な協議及び調整が進められているところである。

こうした状況を踏まえ、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、可及的速やかに皇室典範改正その他必要な法整備を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄
(提 出 者)
岩田 弘彦
長坂 隆司
岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官